主文　頭書事件につき、当裁判所が平成24年４月25日にした監督命令に次の事項を加える。
「６　再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
⑴　再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
⑵　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結」
平成27年１月16日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２７年（再）第１号
千葉県長生郡長柄町山之郷754番地32
再生債務者　株式会社千葉国際カントリークラブ
１　決定年月日時　平成27年１月16日午前９時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年２月13日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年３月20日から平成27年３月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第２号
新潟市中央区本町通七番町1146番地
再生債務者　石山味噌醤油株式会社
１　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年２月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年３月20日から平成27年３月27日まで
新潟地方裁判所民事部

再生債権の特別調査期間

平成２６年（再）第４０号
東京都中央区日本橋本町１丁目９番４号
再生債務者　株式会社オルケス
特別調査期間　平成27年２月26日から平成27年２月27日まで
平成27年１月16日
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２６年（再）第３８号
埼玉県春日部市大場991番地
再生債務者　武蔵産業株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式34万株から自己株式4000株を除いた33万6000株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　募集株式と引換にする金銭の払込期間（再生計画認可決定確定の日から１か月）において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　資本金１億7000万円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　募集株式と引換にする金銭の払込期間（再生計画認可決定確定の日から１か月）において募集株式の引受人が最初の出資をした日
平成27年１月16日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第４０号
東京都中央区日本橋本町１丁目９番４号
再生債務者　株式会社オルケス
１　決議に付する再生計画案　平成26年12月25日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成27年３月４日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成27年２月24日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成27年２月18日
平成27年１月16日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２３年（再）第２号
群馬県太田市新田木崎町170
再生債務者　株式会社三興製作所
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成27年１月14日　　前橋地方裁判所民事部

平成２３年（再）第２号
大阪府東大阪市長栄寺20番13号
再生債務者　ヨシキ鋼材株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成27年１月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再）第９号
大阪府寝屋川市太秦高塚町12番１号
再生債務者　株式会社リサイクル・アンド・イコール
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成27年１月16日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２５年（再）第１号
相模原市中央区中央１丁目２番１号
再生債務者　株式会社アイワールド
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　横浜市中区住吉町１丁目２番地スカーフ会館６階　横浜綜合法律事務所　弁護士　左部　明宏
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成27年１月19日
横浜地方裁判所相模原支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第９７号
埼玉県所沢市東所沢和田１丁目10番地の８　サニーフラット206
再生債務者　相澤　　勉
１　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年２月６日まで
４　一般異議申述期間　平成27年２月20日から平成27年３月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第４４号
千葉県佐倉市上志津原37番地20
再生債務者　後藤　光男
１　決定年月日時　平成27年１月16日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年２月６日まで
４　一般異議申述期間　平成27年２月20日から平成27年３月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（再イ）第１４８号
千葉市若葉区若松町948番地98
再生債務者　沼沢　敏光
１　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年２月９日まで
４　一般異議申述期間　平成27年２月23日から平成27年３月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第４５号
千葉県印西市小倉台１丁目４番地３棟201号
再生債務者　吹越　孝一
１　決定年月日時　平成27年１月19日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年２月９日まで
４　一般異議申述期間　平成27年２月23日から平成27年３月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（再イ）第１号
千葉県佐倉市弥勒町65番地１　ハイホーム佐倉Ｉ番館402号
再生債務者　相賀　賢二
１　決定年月日時　平成27年１月19日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年２月９日まで
４　一般異議申述期間　平成27年２月23日から平成27年３月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（再イ）第２３５号
名古屋市北区鳩岡町１丁目１番地　アーバンラフレ志賀10棟401号
再生債務者　伊藤英数塾・鳩岡塾こと　伊藤　良次
１　決定年月日時　平成27年１月19日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年２月９日まで
４　一般異議申述期間　平成27年２月16日から平成27年２月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部